

## 文部科学省突発災害調査予算申請について

### 文部省での申請

- 1) 研究者からの提案に基づき自然災害総合研究班が' 学術国際局主任学術調査官と協議
- 2) その後、A：地震・火山関係は主として学術課、B：その他の災害は研究助成課で検討  
重要な場合は、しばしば4者協議
- 3) 実施計画が決まった段階で代表者(候補)から研究助成課へ正式の申請書の提出

### 文部科学省での申請(科学研究費の場合)

- A：地震・火山については、京都大学防災研究所自然災害研究協議会(以下、協議会と略称)から、研究開発局地震調査研究課へ提案。  
あるいは協議会から学術研究助成課へ提案し、学術研究助成課から地震調査研究課へ相談  
前者が実質的であり早いと思われる。  
(突発災害調査とは別に、地震予知、火山噴火予知事業の一環として、地震調査 研究課から地震火山研究者/地震・火山研究者(地震・火山協議会)への指示の場合もある。  
この場合、その情報連絡が入っている)
- B：その他の災害については、  
研究者からの提案に基づき協議会から文科省防災関係課(研究開発局開発企画課防災科学技術推進室)へ提案・協議の後、学術研究助成課へ申請  
あるいは協議会から文科省学術研究助成課へ提案、学術研究助成課から文科省の中の防災関係課(研究開発局開発企画課防災科学技術推進室)に相談の二つのルートがあり得る。
- C：研究者から学術研究助成課への直接の連絡・相談(科学研究費公募要領)もある。  
この場合は、突発災害調査の枠組みのものであれば、学術研究助成課より協議会へ連絡がある。

### 文部科学省での申請(科学技術振興調整費・緊急研究の場合)

まだ例がないが、多分、協議会から研究開発局開発企画課防災科学技術推進室(一般の災害) 地震調査研究課(地震・火山)へ提案・協議  
その後、両課から学術政策局調査調整課(科学技術振興調整費の担当)へ。